

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）

表2

単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）							
階層区分	定義	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,500	0	2,000	0	0	0	0	0
C2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,200	0	2,500	0	0	0	0	0
C3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	4,000	0	3,000	0	0	0	0	0
D1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,900	0	5,800	0	0	0	0	0
D2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	10,000	0	8,000	0	0	0	0	0
D3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	13,000	0	11,000	0	0	0	0	0
D4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,300	0	13,100	0	0	0	0	0
D5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,800	0	17,300	0	0	0	0	0
D6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	24,000	0	21,200	0	0	0	0	0
D7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,900	0	24,800	0	0	0	0	0
D8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	31,500	0	27,800	0	0	0	0	0
D9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	34,200	0	30,000	0	0	0	0	0
D10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,900	0	32,200	0	0	0	0	0
D11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	39,600	0	34,400	0	0	0	0	0
D12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	42,300	0	36,600	0	0	0	0	0
D13	所得割の額 244,000円以上 263,000円未満	45,000	0	38,800	0	0	0	0	0
D14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	47,700	0	41,000	0	0	0	0	0
D15	所得割の額 282,000円以上 301,000円未満	50,400	0	43,200	0	0	0	0	0
D16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	52,600	0	45,300	0	0	0	0	0
D17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	54,800	0	47,400	0	0	0	0	0
D18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	57,000	0	49,500	0	0	0	0	0
D19	所得割の額 397,000円以上	59,500	0	51,500	0	0	0	0	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 東京都の補助金を活用し、多子世帯負担軽減補助を行っています。0～2歳児クラスの保育料算定は年齢上限を撤廃し、生計同一の実子カウントで算定となります。※東京都の補助が翌年度以降も継続する場合に限りです。
- 国の幼児教育・保育無償化（以下、無償化という。）により、3～5歳児クラスについては保育料が無償となりますが、給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまふ世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しています。

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
保育に係る利用者負担額基準額表（保育短時間）

表3

単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）							
階層区分	定義	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	0	1,900	0	0	0	0	0
C2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,100	0	2,400	0	0	0	0	0
C3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	3,900	0	2,900	0	0	0	0	0
D1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,700	0	5,700	0	0	0	0	0
D2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	9,800	0	7,800	0	0	0	0	0
D3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	12,700	0	10,800	0	0	0	0	0
D4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,000	0	12,800	0	0	0	0	0
D5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,400	0	17,000	0	0	0	0	0
D6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	23,500	0	20,800	0	0	0	0	0
D7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,400	0	24,300	0	0	0	0	0
D8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	30,900	0	27,300	0	0	0	0	0
D9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	33,600	0	29,400	0	0	0	0	0
D10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,200	0	31,600	0	0	0	0	0
D11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	38,900	0	33,800	0	0	0	0	0
D12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	41,500	0	35,900	0	0	0	0	0
D13	所得割の額 244,000円以上 263,000円未満	44,200	0	38,100	0	0	0	0	0
D14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	46,800	0	40,300	0	0	0	0	0
D15	所得割の額 282,000円以上 301,000円未満	49,500	0	42,400	0	0	0	0	0
D16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	51,700	0	44,500	0	0	0	0	0
D17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	53,800	0	46,500	0	0	0	0	0
D18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	56,000	0	48,600	0	0	0	0	0
D19	所得割の額 397,000円以上	58,400	0	50,600	0	0	0	0	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 東京都の補助金を活用し、多子世帯負担軽減補助を行っています。0～2歳児クラスの保育料算定は年齢上限を撤廃し、生計同一の実子カウントで算定となります。※東京都の補助が翌年度以降も継続する場合があります。
- 国の幼児教育・保育無償化（以下、無償化という。）により、3～5歳児クラスについては保育料が無償となりますが、給食費は保護者負担となります。そのため、無償化により、従来決定していた保育料より給食費の負担が大きくなってしまふ世帯につきましては、多摩市保育所等給食費負担軽減事業にて市が補助しています。